

佐賀市中心市街地「共通駐車サービス券事業」規約

(目的)

第1条 佐賀市中心市街地「共通駐車サービス券事業」(以下「本事業」という。)は、佐賀市中心市街地に所在する店舗、事業所等と駐車場及び公共交通機関が一体となって利用者の利便と有効利用を図り、佐賀市の商業振興と中心市街地の活性化に資することを目的として、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが(以下「ユマニテさが」という。)が実施するものである。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共通駐車サービス券の発行・回収及び会計業務
- (2) 本事業の運営に必要なデータの作成・管理
- (3) 本事業の普及を目的とした広報宣伝活動
- (4) その他必要となる業務

(参加資格)

第3条 本事業への参加資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 佐賀市中心市街地及びその周辺に所在する時間貸し駐車場
- (2) 佐賀市中心市街地を通過する公共交通機関
- (3) 佐賀市中心市街地に所在する店舗、事業所等のうち、ユマニテさがが認めるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本事業の目的達成に向けて、ユマニテさがが認めるもの

(参加手続)

第4条 本事業に参加する駐車場(以下「参加駐車場」という。)は、ユマニテさがに駐車場登録申請書を提出し、承認を得るものとする。

2 本事業に参加する店舗、事業所等(以下「参加店舗等」という。)は、ユマニテさがに店舗等登録申請書を提出し、承認を得るものとする。

(参加駐車場及び参加店舗等の表示)

第5条 参加駐車場は、ユマニテさがが規定する看板を掲示するものとする。

2 参加店舗等は、規定のシールを来街者が分かりやすい箇所に掲示するものとする。

(共通駐車サービス券の取扱)

第6条 本事業に参加する駐車場及び公共交通機関(以下「参加駐車場等」という。)は、利用者が共通駐車サービス券(100円券・200円券)を使用した場合、利用料金から共通駐車サービス券に表示された金額を控除するものとする。なお、利用料金との差額は、利用者から徴収する。

2 参加店舗等は、共通駐車サービス券を購入する場合、現金を添えて、ユマニテさがに購入申込書を提出するものとする。

3 共通駐車サービス券は、転売を禁止する。ただし、佐賀市中心市街地に所在する商店街の区域内の参加店舗等に限り、所属する商店街事務所で共有駐車サービス券を購入できるものとする。

(共通駐車サービス券の効力)

第7条 共通駐車サービス券は、特に有効期限を定めない。ただし、各々の事業の運営において必要な場合は、ユマニテさがと別途協議の上、決定する。

(共通駐車サービス券の精算)

第8条 共通駐車サービス券の精算については、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共通駐車サービス券の精算対象期間は、毎月1日から末日までの1か月間とする。
- (2) 参加駐車場等は、ユマニテさがが規定する枚数確認表を添えて、翌月5日までに前月使用された共通駐車サービス券をユマニテさがへ提出するものとする。
- (3) 共通駐車サービス券の精算は、提出された枚数確認表とサービス券を精査し、算出した額を原則として同月15日に指定された銀行口座に振り込むものとする。ただし、同日が金融機関の休

業日に当たる場合は、当該休業日の翌営業日に振り込むものとする。

(4) 前号に係る振込手数料は、参加駐車場等の負担とする。

(損害賠償責任)

第9条 この事業により生じた損害に対する責任は、その帰属の明確なものについては当事者が負うものとし、不明確なものについては当事者間で協議の上、決定するものとする。

(事業期間)

第10条 本規約に基づく事業の有効期間は、特に定めない。

(参加資格の喪失)

第11条 参加駐車場等及び参加店舗等は、次の各号のいずれかに該当する場合、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 廃業、閉店等
- (2) 退会
- (3) 除名

(退会)

第12条 参加駐車場等は、退会を希望する場合、退会する3か月前までに退会届をユマニテさがへ提出しなければならない。

(除名)

第13条 ユマニテさがは、参加駐車場等及び参加店舗等が次の各号のいずれかに該当する場合、これを除名することができる。

- (1) 本事業の規約に反する行為があったとき。
- (2) その他信用を失う行為があったとき。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、ユマニテさがが別に定めるものとする。

2 ユマニテさがは、この規約を変更した場合、速やかに参加駐車場等及び参加店舗等に書面により通知するものとする。

(施行期日)

第15条 この規約は、平成18年2月1日より発効する。

- 2 この規約は、平成21年4月1日付けで改定する。
- 3 この規約は、平成21年11月1日付けで改定する。
- 4 この規約は、令和3年8月1日付けで改定する。